

「グローバリゼーション」下のラテンアメリカにおける

「共和国＝公共性」をめぐる歴史的課題とその構築可能性⁽¹⁾

川 畑 博 昭

目次

- 一 本稿の視座
- 二 ラテンアメリカにとっての「グローバリゼーション」の歴史性
 - (一) 「世界資本主義システム」という「原点」
 - (二) 「グローバリゼーション」の「現在」
- 三 グローバリゼーション」とラテンアメリカ型統治構造
 - (一) 「共和国大統領」の歴史的性格
 - (二) 「二重の格差」が生み出す「大統領中心主義」
- 四 ラテンアメリカ型「新たな公共空間」論とその形成主体
 - (一) 議論の背景事情

(1) 「ラテンアメリカ型」民主主義論
五 結語

一 本稿の視座

「グローバリゼーション」に伴う「国民国家の黄昏」が言われて久しいが、「主権国家」もそれを生み出した近代当初からの「国家間格差」も、依然として存在する。本稿が対象とするラテンアメリカ諸国は、実定憲法上は「自由 (libre)」、「民主的 (democrática)」、「独立 (independiente)」、「主権的 (soberana)」といった形容詞で特徴づけられる「共和制 (República)」の国家形態を採用するものがほとんどであるが、「国家間格差」という実態面から見れば常に劣位の側に置かれて続けてきた「低開発地域群」に属する⁽³⁾。それゆえ「国家間格差」の元凶とも言える「グローバリゼーション」は、ラテンアメリカ諸国の憲法の基本原理そのものの障壁である可能性が高い。

そうだとすれば、このような状況に対して、ラテンアメリカ憲法学が如何なる議論を展開してきているのかを概観しておくことには意味がある。近時の議論状況においては、「グローバリゼーション」の捉え方とその位置づけをめぐって、大きく二つの方向性が存在するようと思われる。一つは、現存の「グローバリゼーション」を所与の条件として——より正確には、「グローバリゼーション」の本質が、経済的意味での「国家間格差」をもたらしている側面を憲法理論の射程外に置き——被治者による政治的コントロールを「良い統治への権利」として構成し直すことで、権力の合理化を目指す方向性の議論である。そこで「合理化」の対象とされるのは「肥大化」した

「大統領中心主義（presidencialismo）」の統治である。これは、独裁化の傾向が強い大統領制に対する立憲的統制という、この地域の憲法学の伝統的な議論の流れに位置づけられるものであり、現在のラテンアメリカ憲法学の主流を成していると言つてよいだろう。いじでその「合理化」のための中心的役割は多くの場合、——かつてのようないうな「議会中心主義」への憧憬は後景に退き——違憲審査権を有する裁判所に期待される。⁽⁴⁾これに対し、「グローバリゼーション」による「国家間格差」からの問題提起を行う憲法論もわずかながら存在し、そこでは次のように説かれる。ラテンアメリカのような歴史的に低開発の状態に置かれてきた国々にとっての「グローバリゼーション」は、それまでわずかに残されていた「国家の規制力」を喪失させたばかりか、同時にこれを米国中心の国際金融機関や多国籍企業に転嫁させる効果をもたらす。その結果、「低開発」には宿命的な格差や貧困に対し、本来、国家による保障が最も必要とされている社会権中心型の権利の享受は「グローバリゼーション」によって益々不平等なものとなり、現在の主権国家体制を前提とする限り、状況打破の糸口は「世界共和国（República mundial）」の創出以外には見出し難い。⁽⁵⁾

前者についてはまずもって、伝統的にラテンアメリカには根強いとされる「司法への不信感」の現実の下では議論の有効性自体が問われるのに加え、被治者による政治的コントロールを「良い統治への権利」として再構成するにしても、その主体をどうにどのようにして見出すのか、という点は明らかではない。この点は憲法学の対象外とされているのだとすれば、この議論からは、「グローバリゼーション」による「国家間格差」を現状維持的なものとして追認する理論的な可能性を払拭できない。この点、後者の議論については、「グローバリゼーション」を歴史的かつ構造的に捉えるとする点で評価しうるが、「主権国家」が現存するなかでの「世界共和国」の構想には、その担い手とともに実現可能性が問題とならざるを得ない。総じて、それぞれがラテンアメリカの現実を独自

の仕方で捉えた議論ではあるが、いずれの議論においても、「グローバリゼーション」という世界規模の現象の下の一国内の統治形態を論じるにあたっては、その「国家間格差」という対外的規定性と「国内格差」という意味での社会構造が統一的に把握されていない点に問題を残している。⁽⁶⁾

ところで、近年、この地域でたて続けに誕生した「左派」政権の動向が「グローバリゼーション」への対抗軸との関係で注目を集めているが、本稿はこうした政治動向も視野に入れつつ、ラテンアメリカにとつての「グローバリゼーション」を歴史的に定位することで、その本質とラテンアメリカ諸国の統治構造との連関を歴史的につかみ出そうとすることに主眼を置いている。そのための前提として、ここでは、相互に関連する以下の二つの点を確認しておきたい。一つは、ラテンアメリカの歴史的文脈に位置づけられた「グローバリゼーション」と「共和国＝公共性」の関わり方であり、これはラテンアメリカの共和国史に通底する問題でもある。一九世紀初頭に宗主国からの独立を果たすラテンアメリカ諸国は、今度は先進資本主義国の市場拡大政策によって、世界資本主義システムへと従属的に取り込まれることになる。後述のように、ラテンアメリカ地域の内部からの抵抗運動や対抗理論が止むことなく模索されてきたのはその証左でもある。本稿の問題関心はさしあたり、一九八〇年代初頭からその実相を露わにする「現在の」グローバリゼーションにあるが、しばしば指摘されるように、これは経済的領域にはとどまらない性質を有するだけに、ラテンアメリカの歴史的課題である「公共性＝共和国」の形成主体という観点からは、そこに「民主化の契機」を見出すことができないわけではない。⁽⁷⁾これと関わる第二の点は、ラテンアメリカにおいて「公共性」と「共和国」が等式で切り結ぶことの規範的かつ実態的意味である。本来語源的には「公事（*cosa pública*）」を意味する「共和制（República）」の理念は、ラテンアメリカ諸国において歴史的に形成してきた憲法原理となっているものの、独立と建国においては「君主制」の否定原理としての意味が強調され、実際には「公

「公共性」としての「公事」としての語源的意味が規範性をもつてきたとは言い難い。むしろ歴史の実態は、「共和国」「公共性」は白人支配層を中心とする「一部の国民」によって占有されるというものであった。この意味で、ラテンアメリカには「共和国」としての「国家」に「公共性」が体現された歴史的経験はないといえるが、現在の「グローバリゼーション」の下では、こうした支配層たる「一部の国民」とは異なる層の人々が主体となって新たな社会運動を開拓し、「公共空間」の創出に関わり始めている。もっとも、こうした社会運動も「ラテンアメリカ型」と一括りに捉えられるほどの共通の特徴を有しているわけではなく、後述のように、ラテンアメリカ地域内の「多様性」あるいは「国家間格差」を反映するものとなっている点は、留意しておいてよい。

以上の点を踏まえた上で、以下では、まず、「グローバリゼーション」と呼ばれる現象の実体を、その「原点」と「現在」から見定めることによって、この地域にとって「グローバリゼーション」が孕む本質を明らかにする。次に、そこで明らかになる「グローバリゼーション」の本質が、ラテンアメリカ諸国の統治構造と如何なる関係にあるのかを、二つの点から探りたい。第一に、ラテンアメリカ諸国の「共和国大統領」が歴史的にはどのような現実的要請によって性格づけられてきたのかを確認し、第二に、国家間および国内の二重の格差構造の中で、「大統領中心主義」はどのように作用してきたのかを、ラテンアメリカ経済史の文脈に沿って明らかにする。「グローバリゼーション」と「ラテンアメリカ型大統領制」をこのように歴史的に定位した上で、近年、ラテンアメリカ地域の社会運動に着目して論じられるラテンアメリカ型の「新たな公共空間」論から、ラテンアメリカにおける歴史的課題としての「共和国」「公共性」構築のための主体形成の可能性を論じることにする。

二 ラテンアメリカにとっての「グローバリゼーション」の歴史性^[12]

(一) 「世界資本主義システム」という「原点」

ラテンアメリカにとって「グローバリゼーション」(globalización)^[13]と呼ばれる現象は「到来しつつある可能性」などではなく、「すでに存在する現実 (realidad instalada)」なのであり、名称における何らかの「新しさ」と、各時代や場所ごとにかたちづくられる固有の特徴や限界を持つとはいえ、「事実としては常に存在してきた」。そうであるならば、「常に存在してきた」その「原点」と、そこから「各時代や場所」ごとの「名称」の変化を伴いながら生起し今日に至っているその「現在」から、当該「事実」の本質を見定めておかなければならぬ。

ラテンアメリカ諸国は独立後間もなく、「主権国家」の外観は維持しつつ、一九世紀前半からのイギリス資本、そして二〇世紀にはこれに代わるアメリカの資本展開のための格好の市場となつた。そうであることによつて、実質的には、これらの外国資本への「従属」関係とそれによる「再植民地化」の危険にさらされながら、すでに形成されつつあつた「世界資本主義システム」へと編入されていく。ラテンアメリカ諸国の共和国憲法史は、国内の資本家や政治エリートをはじめとする支配層や軍部が国家権力を掌握し、場合によつては長期独裁政権をも辞さないかたちで、外国資本との「連携」による経済発展を目指すか、そうでなければそれとの「決別」をはかるべくナショナリズムに訴える経済政策の採用という「ジレンマ」の中で展開する。こうした状況の中で一九二九年の世界恐慌は、ラテンアメリカ諸国が一次産品輸出型経済から自力での工業化を目指す輸入代替工業化政策へと転換を図る契機となる。しかし「国家間格差」ゆゑに生じる「外国資本への従属」構造に対しては、常に、抵抗運動と対抗的理論が存在してきた。そもそも一九一〇年のメキシコの農民を中心とした革命は、一九一九年のワイメアール憲法にも

先駆けて一九一七年に社会権を規定した共和国憲法を産み落とし現在に至っているし、一九五九年にはキューバ革命が起こり、一九七〇年にはチリでラテンアメリカ最初の社会主義政権が誕生する。こうした運動を理論的に支えたものとして、聖職者を中心に展開された「解放の神学」に代表される社会理論や、とりわけ開発政治経済学の領域で長らく影響をもち続ける従属論が生まれるのである。⁽¹⁵⁾

（二）「グローバリゼーション」の「現在」

世界恐慌と第二次世界大戦は、ラテンアメリカ諸国が第一次產品輸出型経済体制からの脱却を図り、輸入代替工業化へと移行する転機となる。しかし一九六〇年代から七〇年代の軍事政権を経た後の一九八〇年代の民政移管の頃には、一時は大幅な経済成長を達成した輸入代替工業化政策は、肥大化ゆえに効率性を失った国家部門と対外債務返済義務の不履行という事態を招いていた。メキシコの金融危機に端を発すラテンアメリカにおける一九八〇年代の「失われた一〇年」は、ラテンアメリカにとっての「グローバリゼーション」がその実体を、従来のようなイギリスやアメリカといった明確な帝国資本主義国家への従属ではなく、経済危機の「救済・支援」を大義名分に乗り出してくるIMFや世銀を中心とする「国際金融社会」へと、大きくえていく契機でもあった。「救済・支援」なしには経済再建を果たせないラテンアメリカ諸国に対して、「国際金融社会」が融資の条件として要求したのが「経済の自由化」を中心とする「構造調整（ajuste estructural）」ないしは「國家構造改革（reforma del Estado）」である。IMFや世銀といった国際金融機関の実体が、「国際」の名の下の欧米北側先進資本主義国主導の体制であることは周知のことがらであるが、こうしてラテンアメリカ諸国は、今度は「国際金融社会」という名の先進資本主義体制の「指導・管理」下に置かれることになる。ここで注目しておいてよいのは、当時「国際金融社会」はラ

テナンアメリカ諸国に対して、「経済の自由化」や「市場経済」にとどまらず、「グローバル・ガヴァナンス」あるいは「グッド・ガヴァナンス」に典型的に見出せる「民主化」をも併せて要求していた点である⁽¹⁰⁾。この背景には、一九七〇年代末までの経済復興支援や途上国の経済インフラ整備から、一九八〇年代の構造調整融資へとその主たる任務を転換し、一九九〇年代には体制移行や市場経済化支援、さらにはガヴァナンス強化といった領域に活動の中心をシフトしたIMFや世銀の時代的変容がある。こうした条件を満たすべく、ラテンアメリカ諸国は一九八〇年代以降、インフラ・流通・金融部門の民営化による国家独占の廃止、経済の規制緩和・雇用・社会保障・投融資・環境、知的財産の領域における法整備、さらには司法制度改革⁽¹¹⁾と、徹底的な「国家構造改革」を余儀なくされてきた。したがって、ラテンアメリカにとっての「グローバリゼーション」の特徴を「現在」の地点から剔別しようとするれば、そこには、「国際金融機関」という名の北側先進資本主義体制による構造調整融資と外資への依存型の政治、社会、経済の実態が浮かび上がってくる。同時にこれは、開発の成否が「低開発」という生産規模ゆえに宿命的な「國家の交渉力」次第とならざるを得ないことをも意味する。こうしてみれば、つまるところ、ラテンアメリカにとっての「グローバリゼーション」の本質は、その「原点」から「現在」までなお存在し続ける国家間の「従属」と「格差」を必要とする「世界資本主義システム」の構造と、それによって規定づけられる「低開発」の枠組みのなかで捉えられなければならない。

こうして、ラテンアメリカにとっての「グローバリゼーション」は、各時代でその現象形態は異なるとはいえる。ラテンアメリカ諸国の「国民国家」の歴史的文脈に位置づけて捉えれば、「世界資本主義システム」による国家間の「従属」と「格差」という不变的な本質的性格が確認できる⁽¹²⁾。「多国籍」企業が「無国籍」ではないどころか、確たる「国民国家」をその本籍地としていることはよく知られるところであるが、このアーロジーで見れば、ラテ

ンアメリカにとつての「グローバリゼーション」もまた、この地域の国々が「国民国家」として独立し、「世界資本主義システム」に取り込まれて以来の現象である。

三 「グローバリゼーション」と「ラテンアメリカ型統治構造

(一) 「共和国大統領」の歴史的性格

以上のような「低開発」としてのラテンアメリカ諸国を規定する対外的側面は、国内の統治形態をどのように左右してきたのだろうか。以下ではこの点を、独立時に「共和国大統領」が憲法上の制度として採用された経緯とそこに込められた規範的性格から浮き彫りにしてみたい。

ラテンアメリカ地域の独立と建国において、「共和制」の確立が「君主制」の否定原理として位置づけられていたことには十分な歴史的理由があつたが^③、にもかかわらず、この時期のこうした「危機的状況」へのより実効的対応という現実的要請から、独任制の「共和国大統領 (Presidente de la República)」が憲法制度化された。ここに付与された「共和国」とは、歴史の実態に即して見れば、何よりも「君主制」の否定原理としての「共和制」なのであつて、この意味での「共和国大統領」は「共和制的独任機関」である。これを図式的に示せば、本来、「公事」を意味する「共和制」の理念が、「独任制」の統括を必要とする現実に対しても譲歩した結果の統治形態だと見ることができよう。もとより、ラテンアメリカ諸国の「独立」が植民地時代の遺制としての経済社会構造を解体するここまでを意味したわけではなかつただけに、当該経済社会構造がそうした統治形態を要求するものであつたと解す

る」ともであるだろう。

こうして生まれた「共和国大統領」制に関わって、二〇世紀初頭のペルー憲法学の泰斗ビリヤラン（Manuel Vicente Villarán）が、ペルーの一九三三年憲法制定過程のなかで、ラテンアメリカにおける議会中心主義的統治の不適切さを述べる文脈で触れた大統領統治体制（régimen presidencial）に関する見解が注意を引く——「有能な統治者としての固有かつ広範な権能を有する大統領という制度は、強固な伝統と民衆の不可逆的な慣習によって、ペルーおよびラテンアメリカ全体に強固な基盤を見出すもの（sustentada）である。そしてこれは、政治的変動に対しても不屈の法律執行を要請する社会経済的国家に呼応するものである。我々は、革命のような事物の根本的な変化の結果としてでなければ、こうした大統領統治体制を廃止するなど想像もできないのである」²⁴。ビリヤランはこれを、「活力ある行政府（un Poder Ejecutivo vigoroso）」と呼び、このような「強固な政府（gobiernos robustos）」で同時に法的に統制された統治こそ近代国家の要諦であると説く。²⁵

こうした「共和国大統領」制のありようは、一面においては、「君主制」を否定した「議会中心主義」の抑制といつ歴史的意義を担ったアメリカの大統領制やフランスのいわゆる「半大統領制」とは大きく異なる。ラテンアメリカの「共和国大統領」制は、独立と建国という「危機的状況」の中で、植民地時代に形成された階層的経済社会構造の上に確立されただけに、ラテンアメリカの憲法学者によつて「大統領中心主義（presidencialismo）」として特徴づけられる独自の統治構造をつくり上げることになり、本稿の冒頭で述べたように、今なお憲法学や政治学においては克服すべき課題と位置づけられている。²⁶

しかしながら、再びビリヤランの言を借りれば、ある一つの統治構造について、「憲法がそれを予定する（preparar）」ことは可能であるにしても、創設する（crear）ことはできない」。とすれば、「低開発」の枠組みで捉え

たラテンアメリカにおける「大統領中心主義」に向けられるべき批判は、それを国家間関係として規定する「世界資本主義システム」による主権国家間の「格差」が視野に收められはじめて有効たりうるのであり、それが次節での検討課題となる。

(二) 「二重の格差」が生み出す「大統領中心主義」

ラテンアメリカ諸国の独立^㉙は、植民地時代のイベリア半島諸国の重商主義政策から訣別し^㉚、イギリスによる自由貿易を基調とする世界経済への統合を意味した。^㉛その後これに取って代わるアメリカを中心とする先進資本主義国^㉕の経済活動の展開は、ラテンアメリカ地域が「世界資本主義システム」という政治経済的従属構造に置かれたことを意味した。この従属構造は同時に、ラテンアメリカの「大統領中心主義」がもう一つの「格差」を内包する国内の経済社会構造との関わりで捉えられなければならないことを示している。

一九二九年の世界恐慌は、交易条件的には工業製品とは著しい格差を持つ第一次産品輸出依存型の経済発展に大きな修正を迫る、一つの経済史上の時期を画した。第一次産品の国際価格の大幅な下落により、とりわけ第二次世界大戦後のラテンアメリカ諸国は、先進資本主義国からの工業製品の輸入を国内の工業化によって代替する政策へと転換を図ることになる。^㉖国内の経済社会構造が工業化のための諸条件を持ちえないなかでの政策変更であれば、そこでは当該産業部門への政府の介入・保護が必要となり、必然的に「大きな政府」が要請される。^㉗とはいって、「国家間格差」が維持されたままの政策転換である以上、「脆弱な国家」であることに変わりはなく、国際競争力を持たない国内産業の保護は国際収支上の弊害を引き起こし、経済社会の安定化のための先進資本主義国からの借入れと緊縮政策が、国民の不満を押さえ込む強権的な統治手法によつて断行される。

一九八〇年代の民政移管はラテンアメリカの大きな政治変動ではあったが、それまでの累積債務返済義務の不履行によって生じた経済危機は、ラテンアメリカ諸国に輸入代替工業化による弊害のは正と、一九九〇年代には新自由主義的経済政策とそのための「国家構造改革」による「小さな政府」が求められる格好の理由とされた。こうした「要求」は、先進資本主義国から構成される「国際金融機関」による「救済・支援」の形態をとりながら、その正当性を「法の支配」や「グッド・ガヴァナンス」といったイディオロギーから調達しつつ行われた。そしてこれは、ラテンアメリカ地域にすでに存在する社会経済的格差にさらなる格差を生み出す政策でもあった。

以上のような、「小さい政府」から「大きい政府」を経て「さらに小さい政府」というラテンアメリカにおける体制選択の流れをたどると、ラテンアメリカ型「大統領中心主義」が如何に機能するかは、共和国大統領から外国資本と国内資本に対してもどのようなベクトルが向けられるかに依存することが推測される。すなわち外国資本が本籍国の資本余剰のスマーズな展開を望み、自らの利益に沿った経済政策の導入を望む国内資本家が存在する場合、大統領がこれに親和的に向き合えば、「共和国大統領」という憲法上の制度は、「公共性」の名の下にそれらの資本の意思を貫徹する経済政策を主導するものとして機能する。この点は、外国資本が「国際金融機関」を介して導入される場合でも、同一の機能が指摘できるだろう。これに対して、近年のラテンアメリカ諸国に見られるように、逆に国民がさらなる格差の辛苦を強いられ、共和国大統領がその反発を引き取り、ポピュリスト的に資本に対峙する場合でも、「公共性」の名で体現される国民の反発は、しかし、「国家間格差」に規定された内在的な限界を抱えている。そうだとすると、ラテンアメリカ地域の「大統領中心主義」は、こうした「二重の格差」構造によつてこそたちづくられ、その命脈を保つてきたともいえる。このことは、本来、主権者「国民／人民」によって構築されるはずの「共和国＝公共性」が、歴史的には「一部の国民」に篡奪されてきたことを裏から示すものであり、

「共和国大統領」という地位は「二重の格差」構造による現実を「公的なもの」として固定化する役割を果たす可能性がある。

この状況を反転させる理論的な展望は、それゆえ、如何にして「君主制の否定」という「共和制」の憲法規範的意味を実質的に担保しうる「公共性」を構築していくのか、という点に求めなければならないだろう。国内外の「二重の格差」構造に規定される「公共性」を構築していくのか、という点に求めなければならないだろう。国内外の「二重の格差」構造に規定される「共和国大統領」が、それらを突き動かすほどの「強固な政府」たりえるためには、民主的に形成された「公共性」による担保を必要とする。逆に言えば、世界資本主義システムに規定された「脆弱な国家」の下での「大統領中心主義」は決して「強大」たりえることはなく、ラテンアメリカにおける「強固な政府」はなお課題であり続いていると見なければならない。

四 ラテンアメリカ型「新たな公共空間」論とその形成主体

(一) 議論の背景事情

近年、ラテンアメリカにおいても、「新たな公共空間」の主体やその形成の可能性について論じる研究が散見されるようになつた。その多くは一九七〇年代以降に見られる広い意味での「社会運動」に着目したものであるが、ここでは、こうした議論の背景として、ラテンアメリカ社会をめぐる以下ののような事情を指摘しておく必要があるだろう。

これまで見てきたように、二〇世紀初頭の世界恐慌は、ラテンアメリカ諸国が今までの第一次産品輸出型経済

から輸入代替工業化への政策的転換を図る契機となるが、この時期にはいわゆる「都市化」現象が生じてもいた。

ラテンアメリカはメキシコ、ブラジル、アルゼンチンのような「連邦共和制」を採用した国もあるが、歴史的には中央集権国家をその本質とする。^⑯ すなわちラテンアメリカ独自の「社会人種構成」をもとに、都市部に富裕層や中間層（主として白人）が住み、貧困層（混血、先住民）は地方に存在するという従来の分布が「都市化」によって崩れ、それまで底辺層で「声なき民」として貧困に喘いでいた人々が、普通選挙の実現と共に直接政治的要要求を行いうる状況が生まれたのである。これに加えて、軍事政権を経た後の一九八〇年代の民政移管によって自由な政治・社会活動が可能となるとともに、現実の政治経済状況に有効に対応できない政治家と国民の不満をうまく吸収できない政党政治に対する不信感から、下層の人々は自立・自助共同体を組織することによって、場合によつては教会の支援を得ながら、貧困状況に対応していく。この形態の運動はペルー・チリなど、混血や先住民を多く擁する国で見られるのに対し、ブラジルやアルゼンチンなどの軍事政権下で激しい人権弾圧を経験した国々では、中流層を中心とした人権擁護運動が展開される。こうした動きのなかに「社会運動」としての共通の性格を見て取ることは不可能ではないにせよ、後述のように、生存や自立を目指す運動と人権擁護を主たる目標とする運動には、主体の社会階層と運動目的におけるラテンアメリカの「多様性」ゆえに、「ラテンアメリカ型」民主主義論においては無視しえない違いが存在する。

(二) 「ラテンアメリカ型」民主主義論

近年のラテンアメリカにおける「新たな公共空間」に関する議論は、「國家」と「社会」の関係の位置づけをめぐつて、大きく三つの議論に整理できる。以下ではまず、両者の二項対立的把握から出発する「公共空間」論と

「社会的アカウンタビリティ」論を概観し、次にこの限界を指摘するかたちで提起されている「混合型公共空間」論を取り上げ^{③0}、最後に、これらの議論とは異なる主体および運動形態にもとづいた「協調型公共空間」論を検討し、「ラテンアメリカ型」民主主義論の位相を突き止めておきたい。

「公共空間」論の中心的論者はブラジルの政治学者であり、ハーバーマスの議論に多くの手がかりを求め、ブラジルの地方で労働者を中心にして取り入れられた参加型予算編成や、メキシコでの選挙監視機関における市民参加といった、ラテンアメリカ独自の事例から民主主義論の再検討を行う。ここで参照されているブラジルやメキシコは、ラテンアメリカ諸国の中では政治経済的な「大国」であり、その意味では他のラテンアメリカ諸国とは政治状況も社会経済的基盤も異なる点は否めない。この議論の鍵概念である「転換／変容」(transformations)とは、社会的レヴェルで生起する様々な民主的な実践とその可能性を「参加型構想」という概念によって政治的領域に転換していくことを意味する。そこでは同時に、それまでの非公式な公衆が「審議あるいは問題解決型公衆」へと変容していくことが期待されておられるが、そのようにして構築されるはずの「公共フォーラム」を制度化することによって、国家とは異なる領域に「公共空間」を構想する。「公衆」の変容によって織り成される社会の「公共空間」によって国家への影響力を構想するこの議論の提唱者は、従来ラテンアメリカにおける民主主義論が模してきたヨーロッパ的な「エリート型民主主義」への批判として、「公衆」を主体としたいわば「下からの民主主義」論を提起したと述べる。^{③1}

論理構成は「公共空間論」と類するものの、「社会的アカウンタビリティ」論も国家とは異なる「社会」領域で展開される運動によって、国家に体現される政治社会への「アカウンタビリティ」を要求することにより、国家に対する監視を狙いとする^{③2}。そこには既存の意思決定過程への異議申立てなども含まれるが、ここでは、社会の側か

らの批判の「声」がシンボリックに活用されている点に特徴がある。この議論はアルゼンチンの学者が中心となって展開しているが、そこでの主眼は、従来の国家の三権やそれ以外の機関におけるアカウンタビリティ概念への批判に置かれ、むしろ投票行動とは独立した社会に対するアカウンタビリティによって「民主主義の深化」を測ろうとする。

アルゼンチンにおける人権擁護運動の動向から、上述の「公共空間」論や「社会的アカウンタビリティ」論を特徴づける「国家と社会の二項対立」の限界を指摘するのが「混合型公共空間」論であり^⑤、日本のラテンアメリカ研究者によつて提起されている。素材とされている事例から、ここでは、社会的アクターによる「オンラインズマン的機能を有する公共空間」の形成の可能性が議論の中心に据えられており、ここにいう「公共空間」は、非暴力的な抵抗による社会運動である点に加え、何よりも、聖職者、専門家、政治家、メディアなどがアクターとして、「政治社会」と「市民社会」に自由自在に入り混じる「参加者の多様性」という側面に力点が置かれる。すなわち、こうした人権擁護運動に主体的に参加する人々——アルゼンチンの場合には中流層の人々——だけではなく、「政治社会」としての「国家」に属する政治家や官僚といったアクターをも包摂する。彼らが利用可能な資源と手段を最大限駆使しつつ「公共空間」において他の人々と協力することにより、「市民社会」と「政治社会」の回路を通じて、既存の代表制の外での「市民社会の政治化」がもたらされる。したがって、必要なのは「公共フォーラム」の制度化ではなく、むしろそれを制度化しないことによつて「国家と社会」の「二項対立」的な議論の限界を乗り越えようとする。

以上の「民主主義」論が、社会経済的には一定の水準以上の中流層を主体とする社会運動であるのに対し、「協調型公共空間」論として整理しうるのは、社会の底辺層の人々に担われた社会運動の実態研究にもとづくものであ

る。これは、既に見てきた社会運動とは大きく異なり、自らの生存と自立を運動の目的としている点に特徴がある。例えば、一九七〇年代末からペルー・チリにおいて次第に浸透していく集団での食料調達と食事の配給をとおして飢えを凌ぐ「大衆食堂（comedor popular）」や、都市化によって都市部に流入し土地の不法占拠で形成されたスラム街住民が共同でインフラ整備や街づくりを行い、政府がこれを容認・支援することによってフォーマルな自治組織として生成していく事例である。^⑧ここで議論を大雑把に「協調型公共空間」論と位置づけるのは、先に見たブラジルやアルゼンチンの事例とは異なる社会経済階層からの主体的契機を見出すことができるからである。すなわち、「インフォーマルな人々」によって形成される空間が「公共的」なものとしてフォーマルな政治社会に反映されるには、「インフォーマル」を「フォーマル」に「変換」する契機が必要となるのであって、またその限りでの「ボピュリスト型統治」が要請される。ここでは、歴史的に、「忘れられた人々（pueblo olvidado）」として「共和国」という「公共性」から排除されてきた人々が主体となっているだけに、いったんは「国家」に体現される「公共性」の回路を経ることなく、いきなり「国家」とは別のところでの「市民社会」を構想することは、複雑かつ多様なラテンアメリカの社会構成に照らせば、やはりナイーヴな議論となる可能性は否めないだろう。こうして見ると、ラテンアメリカの「多様性」による「公共性」の各主体を「ラテンアメリカ型」として構想するにはなお、主体の存在規定要因とともに、当該「公共性」と国家との関係を理論的に解明する課題が残っていると言わざるを得ない。

論 説 五 結語

もはや地球上に「グローバリゼーション」の影響から逃れられる主権国家など存在しない。「経済の自由化」、「市場経済」、「格差社会」、「競争」とった現象は、ほかならぬ日本でも最大の社会的関心事となっているが、低開発国における「グローバリゼーション」の動向は、厳然と存在する先進国と低開発国との間の「国家間格差」を見せつけている。「グローバリゼーション」のなかでの日本について指摘される「小さく」とも「強い国家」という言い回しに倣えば、近代以降一度も「強い国家」であったことはない低開発国は、この「グローバリゼーション」の要求に応じてさらに「小さく」なることは必至であるとしても、ますます「弱く」なっていくと見てよいだろう。この観点から憲法学的課題としての統治形態のありようには着目すれば、「公共性」構築の主体の多様性の発見とともに、「強い国家」あるいは「グローバリゼーション」に堪えうるような統治形態を模索する必要があるだろう。

「グローバリゼーション」に伴う「公共」からの「国家の撤退」⁽⁴⁹⁾が先進国以上に見られる低開発国にとって、冒頭に指摘したラテンアメリカ諸国の憲法が「共和国」について規定する命題は、いずれも未完のままなのである。歴史的に捉えられた「グローバリゼーション」の下でのラテンアメリカの状況は、「公共」を担う「市民社会」論や「新しい公共圏」論というよりは、むしろ「国家」による「公共性」という旧くて新しい問題に、改めてこだわることの必要性と必然性を示しているように思われる。

〔付記〕 本稿は、平成一九年度（二〇〇〇年度）日本学術振興会科学研究費補助金若手研究(B)「ペルーを中心としたラテンアメリカ型大統領制をめぐる比較憲法史研究」（研究代表、川畑博昭）の研究成果の一部である。

註

(1) 本稿は、拙稿「ラテンアメリカにおける『グローバリゼーション』と『共和国＝公共性』の創出」全国憲法研究会編『憲法問題』（三省堂、近刊予定）に修正を加え加筆したものである。

(2) 外国からの支配への抵抗について明示的に言及する例として、ウルグアイ一九六七年憲法の「ウルグアイ東部共和国（República Oriental del Uruguay）はあらゆる外国権力（poder extranjero）から自由かつ独立である」（二条）とする規定がある。ラテンアメリカ地域を論じる前提として、通常「中南米」として理解される地域が持つ多様な名称（ラテンアメリカ、イベロアメリカ、イスパノアメリカ、あるいは米州）にはそれぞれ、この地域固有の歴史文化的特性が反映されているが、この点の詳細については、拙稿「ペルー憲法史における『共和国大統領』の誕生（一）」法政論集第一〇九号（一〇〇五年）一〇〇一頁の註⁽⁷⁾を参照されたい。

ここで、本稿が対象とするラテンアメリカの歴史、政治、社会に関する前提についての筆者なりの認識を示しておけば、以下の通りである。

一八二二年に帝政として独立するブラジルを例外として、ラテンアメリカ諸国は一九世紀初頭に、君主制スペインからの植民地支配の打倒＝「共和国」の樹立を目指して独立を果たす。約三〇〇年にわたる植民地支配によって築き上げられていた〈白人－混血－黒人－先住民（インディオ）〉といったピラミッド型の社会的人種構成－そしてこれはほぼそのまま経済的格差構造を成していた－からすれば、「独立」の実体は、「現地生まれのスペイン系白人による本国スペイン人からの独立」であり、とりわけより下層の被治者にとっては、あらゆる社会階層を巻き込んで行われるはずの「独立」と「共和国」建設は、単なる「支配者層の交替」に過ぎなかつた。この社会経済的人種構成に加え、ラテンアメリカ諸国には、言語・宗教・文化的な「共通性」が多く見られるものの、その内部におけるこれらの要素のありようは、国によって大きく異なる。さらには、領土や生産様式、開発の程度の違い、軍事政権やクーデタ経験の有無といった政情、中米と南米に見られるような南北米先進国との距離

関係といった違いも重要である。総じて、共通性と異質性が併存する「ナショナル型」の統治形態であれ民主主義であれ、常に念頭に置かねば重要な点である。

- (4) 以上の議論にへこたせ、ナショナル型の第一線の憲法学者による書かれた Diego Valdés (ed.), *Gobernabilidad y Constitucionalismo en América Latina*, Universidad Nacional Autónoma de México, México, 2005 所収の各論文を参照。併せて、Javier Rui Pérez, *El constitucionalismo democrático en los tiempos de la globalización*, Universidad Nacional Autónoma de México, Mexico, 2005; Marcial Rubio Correa, *El Estado Peruano según la jurisprudencia del Tribunal Constitucional*, Fondo Editorial Pontificia Universidad Católica del Perú, Lima, 2006 を参照。

- (5) Alberto Antonio Spota, “Globalización y gobernabilidad en el estado de Derecho ¿hay posibilidad de controlar los efectos de la globalización?”, en Revista de la Facultad de Derecho de la Pontificia Universidad Católica del Perú, *DERECHO PUC*, Número 55 (2002), pp.27-53; Carlos Bernal Puli, “La posición de América Latina en el contexto de la globalización”, en Revista de la Facultad de Derecho de la Pontificia Universidad Católica del Perú, *DERECHO PUC*, Número 58 (2006), pp.31-33. なお「世界共和国」の構想にへこたせ、直接ナショナル型地域を扱ったのはないが、柄谷行人著『世界共和国』(岩波新書、1100六年)を参照。

- (6) いの点、「世界経済における、より発展した技術、競争力をを持つ先進諸国が同時に存在する中での工業化は、それらとの経済関係のあり方いかんによる進路を決定的に左右され」、ややした工業化の「選択は国内経済構造を規定する諸政策を左右する」と述べる、小倉明浩「工業化戦略の展開—輸入代替工業化戦略と自由主義戦略」小池洋一・西島章次『ナショナル型アメリカの経済』(新評論、一九九三年)、六六頁は、「低開発国」の憲法を論ずる際に必要不可欠の視点である。

そもそも「低開発国」が「低開発」たる所以は、国内の統治構造に対する対外的な規定要因が「先進国」によってのそれと比較にならないほど大きからであり、それゆえに「低開発国」の統治形態を論じるためには、歴史的に位置づけられた

政治経済的な国家間関係の考察は不可欠である。この点については、拙稿「ペルーにおける『大統領中心主義』の統治構造（三・完）——大統領の再選問題を手がかりに——」『法政論集』第一九五号（二〇〇三年）、二六一～二六二頁で、若干ながら言及しておいた。

(7) もとより、「左派」といってもその実体はイディオロギー的かつ政策的濃淡を含んでおり、「南米左派政権」と一括できるものではない。この点を、九カ国の分析を踏まえ「多様な左派政権」と説明する、遅野井茂雄・宇佐見耕一編『二一世紀ラテンアメリカの左派政権—虚像と実像』（アジア経済研究所 IDE-JETRO、二〇〇八年）を参照。なお最近の金融危機に対するラテンアメリカ諸国への動向については、併せて、北沢洋子「途上国は金融危機をどう見ているか」『世界』二〇〇九年二月号、四一～一四八頁も参照。

(8) 前掲註(6)で述べた本稿の立場からすれば、問題の本質は、右か左かの政権のイディオロギー的性格よりも、「グローバリゼーション」と呼ばれる「世界資本主義システム」とラテンアメリカ型統治形態の歴史的関係にこそあると見るべきである。この点、例えば、遅野井・宇佐見、前掲書、二一～二二頁は、現在の南米「左派」政権の中でも急進派に属する政権（ベネズエラ、ボリビア、エクアドル）の統治スタイルについて、立法権や司法権を迂回する民主制度の形骸化や権威主義的傾向と政権継続化のための大統領の連続再選を可能とする憲法条項の導入を指摘する。伝統的なラテンアメリカの憲法的特徴は大統領の再選禁止を確立してきた点にあると指摘されるなかで（Cf. Enrique Chimos Soto, *Cuestiones Constitucionales 1933-1990*, Fundación M.J.Bustamante de la Fuente, Lima, 1991, pp.253-265. また同箇所では、ラテンアメリカの再選禁止の制度がアメリカ憲法へ及ぼした影響が指摘されている）、例えば一九九〇年代のラテンアメリカで徹底的に新自由主義政策を導入したペルーのフジモリ政権は「右派」でありながら、同政権下での憲法をめぐる政治の争点は終始、大統領の連続再選の問題であつたし、一九九〇年代にはアルゼンチンのメネム政権、ブラジルのカルドゾ政権下でも連続再選を可能とする憲法改正が行われた。フジモリ政権下での大統領の連続再選から捉えたペルーの統治構造については、拙稿「ペルーにおける『大統領中心主義』の統治構造

- (1)～(11)——大統領の再選問題を手がかりに——」法政論集第一九三号～一九四号(1900年)一四七～一八七頁、
 11117～1177頁、ならびに前掲註(3)の拙稿、11111～1162頁を参照されたい。
- (9) 参照、森英樹「『グローバル化』変動と憲法・憲法学」樋口陽一ほか編著『国家と自由』(日本評論社、1900四年)、110
 11頁以下。
- (10) Domingo García Belaúnde, "Gobernabilidad democrática y constitución (a propósito del caso peruano)", en Diego Valdés (ed.), *Gobernabilidad y Constitucionalismo en América Latina*, Universidad Nacional Autónoma de México, México, 2005, p.208. なお
 りの点は、後掲四〇「ホトニアメリカ型」民主主義論として具体的に論じてある。また、りれとの関わらでは、ふねゆる「グローバル民主主義」論との接合可能性も視野に入れた理論構築が必要となるが、りの点については今後の課題としておあた
 い。
- (11) 共和制の語源については、やしあたり、平野敏彦「ローマの『res publica』」『法津時報』八一卷1号(1900九年)、五四～
 五七頁を参照。
- (12) 本項全体に關わる興味深い文献として、Carlos Contreras/ Manuel Glave (ed.), *Estado y Mercado en la historia del Perú*, Fondo
 Editorial de la Pontificia Universidad Católica del Perú, 2002 がある。同書には、「一九九八年六月一日から五日にペルー・カト
 リカ大学で開催された経済史学セミナー（全体テーマ「ペルー史における国家と市場」）で発表された研究成果が収められて
 いるが、その内容は、トナンアメリカ（ヒュンカ・アンデス地域）の文脈における国家と市場の問題、ペルー植民地史における
 国家、生産、市場の問題、さらには独立以後のペルー共和国史の中での輸出経済と政治の問題など多岐にわたっており、筆者
 の認識の多くもこれらの研究に負ってこれ。
- (13) Alberto Antonio Spota, op. cit., p.27.
- (14) Domingo García Belaúnde, "Gobernabilidad democrática y constitución (a propósito del caso peruano)", en Diego Valdés (ed.),

Gobernabilidad y Constitucionalismo en América Latina, Universidad Nacional Autónoma de México, México, 2005, p.208.

「解放の神学」にへこむあたり、参照、グスタボ・グティエレス（翻訳・山田継）[訳]『解放の神学』（岩波書店、二〇〇〇年）。

(15) 「解放の神学」にへこむあたり、参照、グスタボ・グティエレス（翻訳・山田継）[訳]『解放の神学』（岩波書店、二〇〇〇年）。

(16) 松下洋『ペロニズム・権威主義と従属』（有信堂、一九八七年）五九頁は、「ラテンアメリカは従属論によつて、一定の学問的自立化を達成した」（傍点は原文）と述べる。従属論を概観すらむのいゝて、参照、クリストバル・カイ（吉郷健一「監訳」）『ラテン・アメリカ従属論の系譜』（大村書店、一九九一年）。

(17) ラテン・アメリカ合衆国が一九六〇年代から一九七〇年代にラテン・アメリカ諸国に行つた法支援（legal assistance）がある。これはやがて、「法と開発（Law and Development）」研究／運動と呼ばれる学問的潮流を生み出しが、セリヤの支援は、ラテン・アメリカ諸国に対し、アメリカ型の法教育および法文化を「輸出」ないし「移植」する」として「民主化による経済発展」を達成する狙いがあつた。アメリカ出身の学者かゝわら「法的帝国主義（Legal imperialism）」（cf. James A. Gardner, *Legal Imperialism: American Lawyers and Foreign Aid in Latin America*, University of Wisconsin Press, 1981）の側面を指摘されたとの援助の政治的意図は、当時のキョーベ革命やセリヤ誕生した社会主義政権（アシ・ハント）に対する、他のラテン・アメリカ諸国の「共産主義化」を封じ込める点にあつた。この点につけては、拙稿「ラテン・アメリカにおける『法と開発』研究／運動——序論的考察——」「社会体制と法」研究会編『社会体制と法』第五号（一九九四年）、六三～七五頁を参照されたい。なお、本文で述べるIMFや世銀を中心とする「救済・支援」のうち司法の領域に関わるものは、「新たな法と開発（New Law and Development）」と位置づけられる。この点にへこむあたり、参照 David M. Trubek, "Law and Development in a time of Multiple Versions: The Challenge of Law in the New Developmental State", paper presented at the Conference on Law and Development at a Crossroads: Asian Alternatives to Universal Schemes, Kyushu University, Fukuoka, Japan, (February 9-10, 2008)° もの他、Joseph R. Thome, "Heading South But Looking North: Globalization and Law Reform in Latin

America (Dirigiéndose al sur pero mirando al norte: globalización y reforma del Derecho en América Latina”), en Revista de la Facultad de Derecho de la Pontificia Universidad Católica del Perú, *DERECHO PUC*, N° 53, diciembre del 2000, Fondo Editorial de la Pontificia Universidad Católica del Perú, Lima, 472-423. も併せて参照。

(18) いへじた点を踏まえり、ペルー・トシモリ政権下での「司法改革」を扱ったものもこれ、拙稿「ペルーの刑事手続とトシモリ政権下での『司法改革』——ペルーにおける『憲法構造』の規範／実態的把握のための予備的考察——」『愛知県立大学文学部論集』第五六号（日本文化学科編第一〇四）（1100八年），特に一二六頁以下。

(19) IMFや世銀に関する以上の点について、特集「国際人権法から見たグローバリゼーション」法律時報七七巻一号（1100五年）所収の諸論文が大いに参考になる。いじではとりわけ、川村曉雄「グローバル市場と人権——問題の所在と解決の潜在力」、および桐山孝信「世界銀行の活動と国際人権」から多くの示唆を得ている。また、大野泉『世界銀行開発援助戦略の変革』（NTT出版、11000年）も併せて参照。

(20) 一五世紀末のスペイン・ポルトガルによる「地理上の発見」に始まるイベリア半島諸国の「新大陸」の植民地化そのものが、そもそも「従属的構造」形成の端緒であると見る」といふべき。しかしこれで、「国民国家」の歴史的文脈」と限定するのは、来重要なこじした側面を考慮した考察が現在の筆者の能力を超えるものである点もやむ」とながら、本稿の対象が、「国民国家」と同時に、そしてそれを単位として形成される「世界資本主義システム」の下での「ナショナルアメリカである」といふ。

(21) もとより、現在の「グローバリゼーション」が一九世紀後半から110世紀はじめにかけてのいわゆる「自由主義の時代」への單なる「回帰」と捉えらるにはできないだらう。いじの点については、参考、Werner Baer, “El neoliberalismo en America Latina: ¿un regreso al pasado?”, en Carlos Contreras/ Manuel Glave (ed.), *op. cit.*, pp.25-33. いじは世界恐慌から1970年代末までのナショナルアメリカ諸国における国家主導型の「輸入代替工業化」の時期に唱導された「民主主義」「人権」「法の支配」、「法治国家」等のイデオロギーは、表面的にはそれは、「先進資本主義国」からのナショナルアメリカ諸国に対する要求と

して現れていたが、だからこそ同時に「先進資本主義国」自身をも規定するものとして機能していた。もとよりそのイデオロギー性は、前掲註(17)で触れた『法と開発』理論／運動の消長に見られるところである。

(22) 参照、森、前掲論文、二〇五～二〇七頁。

(23) スペインの南米植民地における要衝であったペルーの独立時の状況については、前掲註(3)の拙稿と併せて、拙稿「ペルー憲法史における『共和国大統領』の誕生（11・完）」『法政論集』第一一〇号（1995年）、九一～一三五頁を参照されたい。

(24) Manuel Vicente Villarán, *Ante-Proyecto de Constitución de 1931 La Comisión que él presidió Exposición de Motivos*, Talleres Gráficos P. L. Villanueva, Lima, 1962, p.41（傍点は筆者による）。

Ibid.

(25) Domingo García Belaúnde, *La Constitución en el péndulo*, Editorial UNSA, Arequipa, 1996, p.77 によれば、いわば、單なる

大統領制ではなくその逸脱形態（desborde）としてのラテンアメリカ固有の統治形態であり、その誇張および肥大の傾向（ismo）を示すものであるという。ラテンアメリカ憲法史において、この「肥大化した大統領制」たる「大統領中心主義」は、政治・経済・社会的「危機」と、それを打破するための長期政権化（再選禁止の問題）を特徴とする「独裁」の概念でより的確に捉えることがやむを得ない。

(27) ラテンアメリカ諸国にスペインおよびポルトガルを加えた国々の憲法学者から構成される「イベロアメリカ憲法学会」の大企画テーマからいのうかがえる。この点につき、拙稿「イベロアメリカ（ラテンアメリカ）における『統治可能性』と『立憲主義』をめぐる一試論——両者の媒介項としての『大統領制』との関わりで——」『愛知県立大学文学部論集（日本文化学科編）』第五五号（1997年）、三一頁以下、特に三九～四〇頁を参照されたい。

(28) Manuel Vicente Villarán, op. cit., p.41.

(29) とはいえ、ラテンアメリカの独立はプランテーションやアシエンダ（大土地所有制）、小規模農園、先住民共有地といった

- 土地所有構造と多くの外国人商人の仲介に支えられた金融市場を革命的に突き動かすものではなかつた。この点についての詳細は、参照³⁰ ピクター・バルマー＝トーマス（田中高・榎本一索・鶴田利恵訳）『ラテンアメリカ経済史』（名古屋大学出版会、11001年）、114～116頁。
- 参照³¹ 宇佐見耕一「一次産品輸出経済」小池・西島、前掲書、四1～四7頁。
- (31) ラテンアメリカ地域の輸入代替工業化政策についての全体像については、参照、小倉、前掲論文、六六頁以下。
- (32) この時期のラテンアメリカ地域においては、既に触れたキューバ革命やチリのアジェンデ社会主義政権の成立、さらには「解放の神学」の社会理論や「従属論」といった開発理論などの社会主義的な思想からの影響の存在も無視できない。
- (33) Pedro Planas, *Regímenes políticos contemporáneos*, 2^a edición corregida y aumentada, Fondo de Cultura Económica Fundación Friedrich Ebert, México D.F., 1997, pp.37-38.
- (34) 「公共空間」論および「社会的アクション・コトニー」論の名称および議論は、廣田拓「民主主義の深化」の過程における新しい『公共空間』の創出—1990年代のアルゼンチンの経験から」日本ラテンアメリカ学会編『ラテンアメリカ研究年報』No.25 (11005年) 五九～八三頁に倣つてある。
- (35) 以上の議論について、参照³² Leonardo Avritzer, *Democracy and the Public Space in Latin America*, Princeton University Press, 2002' やよび松下列「途上国における『公共性』問題——民主化・民主主義との関連」山口定ほか編『新しい公共性』のフローハウティア』(有斐閣、11001年) 115三頁以下。また廣田、前掲論文も併せて参照。
- (36) 「社会的アクション・コトニー」論については、参照³³ 廣田、前掲論文、六1～六7頁。
- (37) これは廣田、前掲論文の主張であるが、「混合型公共空間」論は筆者の整理による名称である。
- なお、メキシコについては、徹底的なフィールドワークをもつて北野収『南部メキシコの内発的発展³⁴』(効草書房、11008年) も参照。また、Albert O. Hirschman, *Getting Ahead Collectively; Grassroots Experiences in Latin America*,

Pergamon Press, 1984 「アルバート・O・ハーシュマン著／矢野修一・宮田剛志・武井泉 [訳]」『連帶経済の可能性——ラテンアメリカにおける草の根の経験』(法政大学出版局、二〇〇八年)は、一九八〇年代のラテンアメリカ諸国の状況を扱っているが、同地域の草の根レヴェルでの協同組合や結社の実態を知る上で有益である。

(38) これらの社会運動の詳細については、参照、大串和雄『ラテンアメリカの新しい風 社会運動と左翼思想』(同文館、一九九五年)。

(39) 森、前掲論文、二〇六～二〇七頁。なお、「構造改革」という点から、ラテンアメリカの事例をもとに日本の状況に対する示唆を引き出そうとする試みとして、内橋克人・佐野誠編『ラテン・アメリカは警告する——「構造改革」日本の未来』(新評論、二〇〇五年)が重要である。

(40) 参照、樋口陽一「撤退してゆく国家と、押し出してくる『国家』」憲法問題一四号(二〇〇二年)一八二頁以下。